

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

内灘町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法に基づき、定期予防接種の実施及び給付金の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。また、定期A類及び定期B類のうち政令で定めるもの、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、町内に居住する者に対して予防接種を勧奨し、実施する。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく事務 ・予防接種対象者の把握 ・予防接種券の発行 ・接種記録の管理 ・照会申請による予防接種履歴の照会に係る対応 ・健康被害の救済措置 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種管理情報ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1の10の項、93の2の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第5号第10条及び第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、16の3、115の2の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」第12条の2、第12条の2の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6720
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉部保険年金課保健センター 〒920-0271 石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目161番地1 TEL076-286-6101

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法その他関係法令に基づき、予防接種の実施、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、給付の支給に関する事務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録管理 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。また、予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、厚生労働大臣が認定した時は給付を行う。①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)③照会申請による予防接種履歴の照会④委託料の支払い⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	事前	法改正による
令和3年3月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第9条第1項 別表第一 10項及び93の2項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条及び第67条の2	事前	法改正による
令和3年3月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供】行わない 【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項 (17,18,19項) 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】行わない 【情報照会】13条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報照会】 16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 【情報提供】 16の2、16の3、115の2の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会】第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供】第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事前	法改正による
令和3年3月5日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	法改正による
令和3年3月5日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき定期予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行っている。定期A類(主に集団予防・重篤な疾病の予防に重点。本人(保護者)に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨)及び定期B類(主に個人予防に重点。本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していない)のうち政令で定めるもの、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法で定める予防接種について、当該市町村に居住する者に対して予防接種の勧奨をし、実施している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	・予防接種法に基づき、定期予防接種の実施及び給付金の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。また、定期A類及び定期B類のうち政令で定めるもの、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法で定める予防接種について、町内に居住する者に対して予防接種を勧奨し、実施する。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく事務 ・予防接種対象者の把握 ・予防接種券の発行 ・接種記録の管理 ・照会申請による予防接種履歴の照会に係る対応 ・健康被害の救済措置 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー	(1)健康管理システム (2)団体内統合利用番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項及び93の2 項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条及び第 67条の2	・番号法第9条第1項及び別表第1の10の項、93 の2の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令」第10条及び 第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種業務におけるワクチン 接種記録システムを用いた情報提供・照会の み） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制 限）及び別表第二 【情報照会】 16の2、16の3、17、18、19、115の2の項 【情報提供】 16の2、16の3、115の2の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会】第12条の2、第12条の3、第13条、第 13条の2、第59条の2 【情報提供】第12条の2、第12条の2の2、第59条 の2	【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、16 の3、17、18、19、115の2の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令」第12条の 2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、16 の3、115の2の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令」第12条の 2、第12条の2の2、第59条の2	事後	
令和4年3月11日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和4年1月1日 時点	事前	
令和4年3月11日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	委託しない	委託する		
令和4年3月11日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託先における 不正な使用等のリスクへの対 応は十分か	—	十分である		
令和4年3月11日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転	提供・移転しない	提供・移転する		
令和4年3月11日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 不正な提供・移転が行わ れるリスクへの対策は十分か	—	十分である		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する(入手)、接続しない(提供)	接続する(入手)、接続する(提供)		
令和4年3月11日	IV リスク対策 7. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である		